

# 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づく

## 和泉短期大学の体制整備

本学では、文部科学省より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日)をもとに、科学研究費をはじめとする、外部競争的資金を中心とした公募型の研究資金(以下、「競争的資金等」という。)について、本学における適正な運営・管理を実践する体制整備を以下のとおり決めました。

### 第1節 機関内の責任体系の明確化

(最高管理責任者)

学長は最高管理責任者として、機関全体を統括し、公的研究費の管理・運営について最終責任を負うものとする。

統括管理責任者及び部局責任者と連携し、公的研究費の運営・管理に当たるものとする。

統括管理責任者及び部局責任者が責任を持って公的研究費の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

(統括管理責任者)

教務部長は統括管理責任者として、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つものとする

(コンプライアンス推進責任者)

事務局長はコンプライアンス推進責任者として、当該部局における研究費の運営及び管理並びに研究活動上の不正行為防止に関し、実質的な責任と権限を持つものとする。

(部局責任者・担当部局)

公的研究費の運営・管理に関する事務について実質的な責任と権限を持つ者(以下、「部局責任者」という。)を置き、教育・学習支援ユニットリーダーをもって充てる。

公的研究費の運営・管理に関する事務担当部局(以下、「担当部局」という。)を教育・学習支援ユニットとする。担当部局は、部局責任者の指導監督の下、公的研究費の運営・管理に関する業務を分掌する。

### 第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

(相談窓口)

本学における公的研究費の運営・管理に係る事務処理手続き及びこの使用に関する学内外からの相談を受付ける窓口(以下、「相談窓口」という。)を担当部局に置き、効率的な研究遂行を適切に支援する。

相談窓口は、相談された事項について、各種法令や学園規程等に基づき、また、その内容に応じて部局責任者等学内関係者あるいは公的研究費の運営・管理を所管する省庁等と協議し、迅速に対応する。

【相談窓口】教育・学習支援ユニット

### 第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

(防止計画推進部署)

最高管理責任者は、自ら不正防止計画の進捗管理に努めるとともに、全学的観点から不正防止計画の推進を担当する者又は部署(以下、「防止計画推進部署」という。)を置き、指揮、監督するものとする。

本学における防止計画推進部署として、研究費不正防止委員会(以下、「不正防止委員会」という。)を設置する。

不正防止委員会は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 最高管理責任者もしくは最高管理責任者の指名する者
- (2) コンプライアンス推進責任者

不正防止委員会は、担当部局の日常業務の確実性や不正防止計画の実施状況について定期的にモニタリング調査を行う等、不正防止計画の推進に関する業務を分掌する。

担当部局は、不正が生じぬよう、不正防止委員会と協力しつつ、主体的に不正防止計画を実施する。

### 第4節 研究費の適正な運営・管理活動

(不正取引業者への処分)

最高管理責任者が、公的研究費の運営・管理に関する不正に関与があると判断した業者については、当該競争的資金に関する一切の取引を停止する。

(特殊な役務に関する検収について)

データベース・プログラム・デジタルコンテンツ開発・作成などの検収方法は、動作確認、成果物確認など、具体的な事実確認により行う。

### 第5節 情報の伝達を確保する体制の確立

(通報窓口)

本学に、公的研究費の運営・管理の不正に関する通報、告発等(以下、「通報」という。)を受け付ける窓口を置き、内部監査部門とする。

【通報窓口】 研究費不正防止委員会

(調査)

公的研究費に係る不正の調査は、「和泉短期大学研究活動に係る不正行為の防止、及び対応に関する規程」に基づき行うものとする。なお、調査のうち、文部科学省ガイドラインが実施を求めている事項については、次の各号のとおり行うものとする。

(1) 告発等(報道や会計検査院等の外部機関からの指摘による場合も含む)を受け付けた場合は、告発等の受付から30日以内に、告発等の内容の合理性を確認し調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を競争的資金等の配分機関に報告する。

(2) 調査が必要と判断された場合は、調査委員会を設置し、調査を実施する。調査委員会は、不正の有無および不正の内容、関与した者およびその関与の程度、不正使用の相当額等について調査する。

- (3) 調査委員会は前項の調査中において、必要に応じて、被告発者等の調査対象となっている者に対し、調査対象制度の競争的資金等の使用停止を命ずる。
- (4) 調査委員会は、不正の有無および不正の内容、関与した者およびその関与の程度、不正使用の相当額等について認定する。
- (5) 調査委員会は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象および方法等について配分機関に報告、協議を行うものとし、告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出する。
- (6) 調査委員会は、調査の過程であっても、不正の一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告する。
- (7) 調査委員会は、配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況および調査の中間報告を当該配分機関に提出する。また、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出または閲覧、現地調査に応じる。

## 第6節 モニタリングの在り方

(内部監査部門)

本学における公的研究費の運営・管理及び不正防止等に関する内部監査を実施する部門(以下、「内部監査部門」という。)を置き、不正防止委員会がこれを兼務する。

内部監査部門は全学的な視点から監査制度を整備し、公的研究費の運営・管理に係る日常業務やモニタリング調査の体制や関連するルール等の妥当性の検証等を行う。

内部監査部門は、最高管理責任者、統括管理責任者等の学内組織との連携体制の下、監査を行う。